

令和5年度

第63回埼玉県景観審議会

令和6年2月7日（水）

埼玉県都市整備部都市計画課

午前10時27分 開会

○(司会) 粕谷副課長 定刻前ではございますが、委員さんがそろいましたので、これから開始したいと思います。

第63回埼玉県景観審議会を開会いたします。

私は、本日の司会を務めさせていただきます埼玉県都市整備部都市計画課の副課長粕谷と申します。よろしくお願いいたします。

初めに、委員の出席状況につきましてご報告申し上げます。

埼玉県景観審議会規則第5条第2項の規定により、会議を開くには委員の過半数が出席している必要があります。本日10名のご出席をいただいております、既定の定足数に達しているため、本審議会は成立となります。

次に、本日の資料を確認させていただきます。

事前にメールまたは郵送でお送りした資料が次第、出席者名簿、資料1として専門家アドバイス及び公共事業景観形成専門部会の概要、資料2として、埼玉県公共事業景観形成指針専門家アドバイス(案)施工段階、資料3として、公共事業景観形成チェックシートの改定について、参考資料1として、改定後の公共事業景観形成指針チェックシート、参考資料2として、現在の公共事業景観形成指針チェックシート、以上でございます。

ウェブ出席の委員で資料に不足がある方は、恐れ入りますが、画面共有機能で資料を映し出して説明いたしますので、画面をご覧ください。

次に、前回の審議会でオンライン傍聴を承認していただきましたが、今回は本格運用前にテストとしてオンライン傍聴用のカメラを設置させていただいております。

事務局職員がカメラ写りやマイクの調子を確認するために設置しており、県民向けの配信はしておりませんので、ご承知おきください。

それではまず、埼玉県都市整備部都市計画課長の吉岡からご挨拶申し上げます。

○吉岡課長 おはようございます。埼玉県都市計画課長の吉岡でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、大変お忙しい中、第63回埼玉県景観審議会にご出席賜りまして、誠にありがとうございます。本審議会は、多くの委員の皆様にご出席いただけますよう、オンラインでの参加も併用して開催をさせていただいております。改めまして、本審議会の運営にご理解、ご協力を賜りまして厚く御礼を申し上げます。

さて、本日の議題でございますが、令和2年度に基本設計段階でアドバイスをいただいて

おります県東部地域特別支援学校（仮称）建設工事設計業務に対する施工後のアドバイスにつきまして、ご意見をいただくこととしております。

このアドバイスは、昨年10月23日に開催しました専門部会で二井部会長をはじめとした各委員の皆様により現地を視察いただき、取りまとめいただいたものとなります。施工後のこうしたアドバイスは、公共事業における景観形成の礎となりますので、公共事業担当課所とも共有し、今後の公共事業にしっかり生かしていきたいと考えております。

また、本県の良好な景観形成を推進するためには、県が強いリーダーシップを発揮して取り組んでいくことが重要と考えております。それには、本県の公共事業に携わる担当者一人一人の景観形成に関する意識を高揚することが何より大切と考えているところです。そのきっかけとして、担当者が起工時及び完成時に景観への配慮事項を確認する公共事業景観形成指針チェックシートについて、より一層の活用が図られるよう、分かりやすく利用しやすい様式へとブラッシュアップを試みました。後ほどご報告申し上げます。

委員の皆様におかれましては、それぞれの専門分野から忌憚のないご助言を賜りますようお願いを申し上げます。

簡単ではございますが、冒頭の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしく願いいたします。

○（司会）粕谷副課長 ありがとうございます。

本日は会場及びウェブでの開催としておりますが、会議録作成のために録音いたしますので、ご了承ください。

なお、発言の際は、ウェブ出席の委員につきましては画面左下のマイクのマークをクリックし、ミュート解除した後にお名前を名乗ってからご発言をお願いいたします。

また、発言後は、同様にマイクのマークをクリックし、ミュートにし、音声が入らないようお願いいたします。

また、リアクションのボタンを押していただきますと、手を挙げるという機能もございますので、発言の際にはご活用ください。

それでは、これより埼玉県景観審議会規則第5条第1項によりまして、作山会長に議長として議事の進行をお願いいたします。

それでは、よろしくお願いいたします。

○作山会長 皆様、こんにちは。

まず、議事を進める前に、埼玉県景観審議会規則第9条第2項の規定に基づきまして、本

日の議事録に署名をいただく委員を指名します。

今回は依田委員と江崎委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○依田委員 承知しました。

○江崎委員 承知しました。

○作山会長 ありがとうございます。

次に、本審議会は審議会規則第8条に基づきまして、審議会の会議は公開する、ただし出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは公開しないことができるとなっています。

議事内容に非公開とするべき内容があるか事務局に説明を求めます。

○野澤主査 今回の議事につきまして、非公開とするべき内容はないと考えます。

○作山会長 ありがとうございます。

それでは、本日の審議会を公開することについて反対の意見はございますでしょうか。

(なし)

○作山会長 特にないですか。ありがとうございます。

それでは、本日の審議会は公開といたします。

事務局にお伺いします。

本日、傍聴希望者はいらっしゃるでしょうか。

○野澤主査 いいえ、傍聴希望者はありません。

○作山会長 それでは、次第に従い議事を進めてまいります。

議題1、埼玉県公共事業景観形成指針に基づく専門家アドバイスについて、公共事業景観形成専門部会の部会長である二井部会長からご説明をお願いいたします。

○二井委員 おはようございます。

専門家アドバイス案は、県東部地域特別支援学校建設工事設計業務の施工後のアドバイスが1件となっています。

アドバイス案を説明する前に、専門家アドバイス制度及び令和5年度の公共事業景観形成専門部会の概要について、事務局から説明をお願いします。

○野澤主査 令和5年度の専門家アドバイスの概要等についてご説明いたします。

資料1「専門家アドバイス及び公共事業景観形成専門部会の概要について」をご覧ください。

1、根拠規定ですが、本県は、県が行う公共事業における景観形成の基本となる事項及び運用に関する事項を定めることにより、県の良好な景観形成に寄与することを目的とした埼

玉県公共事業景観形成指針を策定しています。専門家アドバイスは、この指針に基づく運用システムの1つです。

専門家アドバイスの取扱いですが、ご検討いただいたアドバイスは、実施設計に反映させることを義務づけるものではないということと、アドバイスを受けた事業を例として、一般職員が配慮すべき事項や景観上の工夫の仕方等に気づく機会を与えることを主眼としております。

次のページになります。

3、公共事業景観形成専門部会ですが、専門家アドバイスの調査審議は、この専門部会が担うことになっています。

令和5年8月31日に開催をした第62回埼玉県景観審議会で、二井委員を部会長とし、荒井委員、亀崎委員、作山委員、依田委員、江崎委員の6名に専門部会委員を務めていただくこととなりました。

4、専門家アドバイスの流れですが、令和5年10月23日に専門部会を開催し、県東部地域特別支援学校（仮称）建設工事設計業務を対象に、現地視察と審議を行いました。

その後、事務局にて素案を作成し、当日、視察、審議いただいた専門部会委員からのご意見を踏まえ、アドバイス案を作成しました。

本日の審議会においてアドバイス案を報告し、承認をもってアドバイスを決定、今月中旬をめどに、今回の公共事業を担当した営繕課にアドバイスをするとともに、県ホームページにて公表します。

5、対象事業の概要ですが、本事業は、先ほど申し上げましたが、都市整備部営繕課の設計業務です。

県東部地域特別支援学校（仮称）となっておりますが、県立岩槻はるかぜ特別支援学校として、令和5年4月に開校しております。

基本設計段階では、建築物等に関するもの、外構等に関するものの2つの観点についてアドバイスをいただいております。

具体的には、壁面の明度を落として圧迫感を軽減させる、建物のデザインを工夫する、舗装が単調にならないようにする、敷地を囲うフェンスを工夫する、シンボルツリーを何らかの形で継承していくといったアドバイスをいただきました。

これらの基本設計段階アドバイスへの営繕課の対応状況及び専門部会で取りまとめた施工段階アドバイス案が資料2となっております。

以上が専門家アドバイス及び公共事業専門部会の概要となります。

○二井委員 ありがとうございます。

それでは、私の方から、今回専門部会で作成したアドバイス案を説明したいと思います。

資料2をご覧くださいと思います。

今、ご紹介ありましたように、基本設計段階のアドバイスとして5つ挙がっております。最初の2つが建物に関するもので、残りの3つが外構に関するものになっています。

1番目の壁面の明度を落として圧迫感を軽減させるという点につきましては、壁面の色を明度が低めのベージュ系の色とすることで、周囲の環境に調和する色彩に配慮されているとなっております。

それから、併せて写真をご覧くださいと、例えば柱に相当する縦の部分と、それから壁面の色使いを分けることで、(2)の建物のデザインを工夫するということですが、色彩によって面を分割することによって、建物のボリューム感を小さくしたりですとか、外部階段にアルミのルーバーを用いることで、眺めの角度によって見え方が異なるといった工夫もされていることを確認しました。

それから、3番以降は外構ですが、1つは、全部をアスファルトにするのではなくて、部分的にインターロッキングあるいは植樹柵、植栽を用いることで、舗装が単調にならないようにするというアドバイスに対応していることが確認できました。

それから、敷地を囲うフェンスを工夫するというアドバイスに対しては、まず、色をダークブラウンにして目立ちにくいものにするのと併せて、フェンスの周りに植栽を植えることを行っていることが確認できました。

それから、5番目ですが、この敷地内には、3本非常に立派なケヤキがあったんですが、それをできるだけ残す、あるいは伐採しなければならない場合は何らかの形で継承していくべきであるというアドバイスに対しては、まず、できるだけ保存をするということで、実際にこの左下の5の下の写真が残されたケヤキになっています。やむなく切らざるを得なかったものに関しては、右下のようなキーホルダーを作成して、関係者や生徒に配布するということが行われています。

以上から、5つのアドバイスに対して、それぞれ向き合った詳細設計、施工が行われていると考えております。

2枚目をお願いします。

今、先に申し上げてしまったんですが、実際に現地に行きまして、今のような基本設計段

階のアドバイスの対応がよくなされているということを確認しましたし、それ自体は受け止めていただいたということで、評価できるのではないかと専門部会としては考えております。

続いて、それ以外の、現地を見た中で、基本設計段階ではあまり出ていなかった、あるいは実際に完成して気になったことについて、2番から4番まででご説明したいと思います。

1つは建築物なんですが、基本設計段階では、恐らく屋上に、例えばエアコンの室外機がまだ描かれていなかったのではないかと思います、最終的に出来上がってみると、屋上の室外機がグラウンドですとかあるいはエントランスのところからも見えるというような形になっていまして、これがせつかく工夫した建物に対してそれを損なうようになっている。後でつけられる附属物的なものは、出来上がってみると、これが印象を大きく影響する場合もありますので、今後検討してもらいたいのではないかとということでまとめています。

それから、ちょっと下の写真が少し分かりにくいですが、この大きな黒く見えるものが児童たちを送迎してくるバスが停車して雨に濡れないように、生徒たちが学校に入るための庇なんですけれども、これがバスが入ってもぶつからないようにということで、非常に高い位置に建っていて、なおかつかなり大きなものになっています。この写真の右側が校舎の入り口になるんですが、そこがバスの屋根によって非常に暗い印象を与えてしまっています。設計の意図としては、バスのシェルターをそのまま建物まで1つのものとして造ったということで、それ自体は評価できるんですが、この場合ですと、存在感が大きくエントランス付近が重い印象となっています。例えば建物のエントランス部分の屋根はエントランス部分としてつくり、バスの屋根の方はできるだけこれをコンパクトなものにしていく、あるいは透過性を持たせる、そういった工夫ができたのではないかと、今後、このようなケースでは検討していただきたい、というアドバイスを入れております。

また、今回の建物の中で、校舎自体は木造でつくるというのが難しい場合であっても、昨今、全国的に木材を利用して公共建築をつくっていくということが推奨されていますし、児童の生活、学習環境を考えると、そういう木材の温かみのある中で勉強に励めるということも検討してもらいたいということで、建築物について3点挙げております。

それから、植栽について、植栽自体は植わっているのですが、よく見ると土が、これは施工時の課題ですが、実際に施工会社への指示あるいは監督の中でどういった土を入れるのかというのをよく見てないと、植栽が生育しにくいようなものを入れてしまっているような場合があって、今回もそういったことが見受けられていると。どういった土を入れるかということも含めて、しっかり工事時に管理していくということが大切だということも挙げていま

す。

それから、植栽を植えていっても、それが駐車スペースの排気ガスが当たるような場所があって、それも枯れていく原因になりますので、そういう場合には、前向き駐車といったルールを定めていくといいのではないかという意見になっています。

それから、これは写真の右下のものですが、車道のアスファルトの範囲と歩道の範囲が、特に歩道の線形が非常に直線的な形で構成されていて、実際、歩行者のスムーズな動線というものを考えて歩道空間を取ってあげると、もっとゆったりすることができたのではないかというアドバイスが3点目になっています。

それから、正門付近の空いているスペースに、3本の切ってしまったケヤキの代わりに、シンボルツリーを配置するというのも考えられるのではないかと、伐採して記念品を作るということも、行為自体は非常にいい取組だと思うんですが、併せて、新たにこれから大切にしていける木を植えていくということも考えていいのではないかとというのが最後になります。

それから、4番目の外構ですけれども、下の写真をご覧くださいと、道路の脇に植栽があり、フェンスがあり、その向こうに校庭が広がってしまっていて、もともとの学校が設計された段階では、実はフェンスの外側に植栽が植えられると、つまり学校の敷地の外側をフェンスで囲うのではなくて、そこに1つ植栽を挟むことで、まちの外側から見ても緑を増やすということが図られていたわけですが、今回は、敷地の境界にフェンスが置かれて、植栽はその敷地の内側に植えられていることが多かったんですね。公共的な施設ですので、施設内の緑を増やすということももちろん大事なのですが、併せてそれが外から見て、周囲の環境の向上を図るような植え方、というのを検討していくべきではないかというのが1つ目の指摘になります。

それから2つ目が、右下の写真で、ちょっと分かりにくいですが、フェンスが二重になっていて、その間に水路があるのですが、それぞれの管理者がそれぞれの事情によって設置しているということは分かるのですが、その管理者と協議し、どういった境界の作り方がいいのかということを考えていく必要があるのではないかとすることをアドバイスとして議論して、それをまとめたものが今の2枚目になります。

3枚目が、今後のその議論の中で出た本事例に直接ということだけではないのですが、参考意見として3つありまして、1つは、こういったやり取りがいわゆる担当課と専門部会の間だけではなくて、例えば植栽のような植えた後に維持管理していくことが必要なものの場合には、学校の施設管理者と協議していくということも大事なのではないかと、こういった植



物を植えたいとか、児童たちと花植えをしていきたいとか、学校側が植栽の管理をしていきたいという思いがあれば、それを設計に反映していくのが望ましい。作って終わりではなくて、その後の維持管理の体制も含めた検討が可能になるし、それが教育上の効果を生むという、様々な利点を生み出すことが可能ではないかというのが1つ目になります。

それから2つ目は、まず、そもそもの話としてなのですが、こういう重要な案件について、どういう形で業者を選定するのか、例えば設計費が一番安い会社を選定するというやり方もありますけれども、むしろ、どういう体制でどのような工夫を持って取り組む、いい工夫を持って取り組む設計者を選んでいく方が、どの道これを作るのにはかなりお金がかかりますので、できるだけいい学校を作れる設計者を選ぶという、入札方式を積極的に採用していく必要があるのではないかと。これは今回の学校に限らず、よりよい設計者を選ぶための入札方式というのをもっと増やしていくと、おのずと公共施設の質が上がっていくということも、2つ目のアドバイスでさせていただいております。

それから、3番目が専門家アドバイスの進め方ですが、基本設計の段階から今回施工という段階で見ているのですが、例えばその間で、こういったアドバイスを受けて、このような詳細設計の対応をしているけれども、それが妥当なのか、あるいはさらに気になる点があるかという追加の相談ができれば、先ほどの屋上の室外機みたいなものは、途中で気がついて修正することが可能だったりするかもしれないというのがありますので、そういう専門家アドバイスの進め方というのを考えていく必要があるのではないかとということでアドバイスさせていただいております。すみません、ちょっと長くなりましたけれども、以上、基本設計段階のアドバイスの対応と、今回出来上がったものを踏まえたアドバイスと、今後に向けた参考意見として、3点まとめさせていただいております。

以上です。

○作山会長 ありがとうございます。

ただいま二井部会長からご説明のあった埼玉県東部地域特別支援学校（仮称）建設工事設計業務の埼玉県公共事業景観形成指針に基づく専門家アドバイスについて、委員の皆様、ご意見、ご質問がございましたらご発言をお願いいたします。

いかがでしょうか。どうぞ。

○高本委員 高本でございます。専門部会の先生方、どうもありがとうございました。

意見というか感想めいたことでございまして、私、ちょっと近場に住んでいるものですから、ちょうどこの場所はさいたま市と蓮田市の市境といたしますか、その辺りにありまして、

以前、小児医療センターのあったところの部分だと思いますけれども、やはり緑がもっとあればなあ、ということの日頃から感じていまして、資料2の(3)の植栽についてということで、お聞きしますと、せっかく3本の木があったのが1本になったということで、残念な気もいたしますけれども、まだ空きスペースもあるということで、そこにシンボルツリーを配置することも考えられると、あるいは(4)の外構についてのところで植栽を工夫したらどうかというお話もありまして、非常に大賛成でございまして、やっぱり学校ということもありますし、緑に包まれた施設という意味で、どんどん緑を増やしていったって、潤いのある学校づくりということをしていただければというふうに感じました。

感想めいたことで申し訳ございませんけれども、以上でございます。

○作山会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

どうぞ、後藤委員。

○後藤委員 後藤といいます。よろしく申し上げます。

ちょっと拝見させていただいて非常に細かく丁寧なコメントだと思うので、大前提となるのは、高本委員もご指摘されたように、この機能が学校であるということと、全体的により親しみやすい景観をつくるべきだという視点から、いろいろ細かく指摘されていることだと思います。そうすると、全体の景観がどんなものであるべきなのか、どういうものにしたらいいのかというまず大前提として、この景観、この建物、この環境、この施設の周辺環境になじみやすいようにするとか、あるいはさっきも言ったように、緑を多くした方がいいとかという大前提の方針があって、こういう細かな説明があると、よりアドバイスというか内容が体系的により分かりやすくなるんじゃないかなという気がしました。

というのが感想でございます。

○作山会長 ありがとうございます。

貴重なご意見ありがとうございます。私も現地に行きましたが、我々メンバーは、一番最初の基本設計段階アドバイスの時の委員とは、全員違うんですね。言っていることはもちろん間違っていないくて、恐らくこれを、この5つのアドバイスを十分理解できる設計者かどうかというところに問題があるような気がするんですね。

普通、僕ら専門家がこういうアドバイスをするとき、設計者がそのアドバイスを十分理解できることを前提としていますが、そうとは限らないことが読み取れるんですね。この屋上の設備なんかを見るとですね。

そうすると、今日、二井部会長からの参考意見なんだけれども、専門家アドバイスでその後のアフターフォローみたいな制度とか、あるいはそもそも入札の段階で、書いてあることしかやりませんみたいなことではなくて、創意工夫して、できるだけお金が変わらない段階で、ここはこういう工夫ができますよ、みたいなことを考えられる業者にお願いするとか、そういうことがすごく必要だなというのをつくづく感じました。

後の今日の報告事項であるチェックリストなんかも、恐らくもう少し丁寧に、細かくといえますか、こんなやり方がありますよみたいなことを学んでもらいながら誘導するような、それはアドバイスを具体的にすると学ぶんですが、なかなかそういう機会がない場合は、後で出てくるチェックリストみたいなものがやっぱり必要なのかな、みたいなことに今回なってきたような気がいたしました。

ほかの委員いかがでしょうか。

はい、江崎委員、どうぞ。

○江崎委員 江崎と申します。

私もこの10月の視察で現地に伺って、建物や外構を拝見しました。今説明があったような内容、いろんな話題が皆さんから出まして、すごく丁寧に内容をととても詳しく説明いただいたと思います。お話に出たように、ここは敷地も周りもとても開けており、田んぼとか緑がとても豊富なのです。写真でも周辺環境が何となく見えていると思うんですが、緑のこんもりした山があったり、畑が広がっていたり、とても眺めとか雰囲気すばらしい景観の中に建っているのです。今話題に出ていたように、ちょっと柵に囲まれているように見えてしまっているのが残念で、周りとも自然につながっているようなデザインもそんなにお金を掛けずにできたのではないかと。もっと周辺の緑が自分の庭のように感じるような設計ももしかしたらできたんじゃないかとかということが話題に出ました。あと、説明にもありましたけれども、外構の緑の部分と車道部分のアスファルトの仕切りみたいなところが、えぐらなくても普通に十分に歩けるのに、広がっていたら木をもう一、二本植えられそうにも見えるんじゃないか。もうちょっと残す方法も、頑張って残したいと思っていたらできた場所がこの辺に一、二箇所あったなと感じられたというところで、こういうコメントになったと思います。

あと、去年の夏は本当に暑さが厳しかったということで、植物の状態がちょっと厳しいとか、多分本来はもうちょっと緑が豊かになる予定だったのが、うまく育たなかったり焼けて枯れちゃっていると、ご専門の荒井委員もおっしゃっていたと思います。ちょっと選ぶ方も本当に去年は難しかったのですが、もうちょっと熱に強い種類を、といっても、まあど

れを選んでも厳しかったのかなという話もありつつ、大部分を植え替えることになってしまいそうな場所もありました。植栽の種類や植える場所を工夫することも可能ではないか、今からでもできることがあるのではないかと、ということが話題に出ていたと思います。

見に行って、いろいろ気がつく点があり、そんなにお金を掛けずにこんな工夫ができたんじゃないかと、いろんなアイデアが出ました。またアドバイスをして終わりではなくて、施工段階で見に行くことでもうちょっと進んだ突っ込んだアドバイスができたんじゃないかという意見があったので、こういう記録になったと思います。

以上です。

○作山会長 ありがとうございます。

非常に重要なご指摘ですよね。このフェンスで囲まれて、本当に中は特別感といいますか、かつて養護学校と言って、そういう特別扱いをするような言葉は直そうというようなところで、特別支援学校となったわけですね。でも現実的には、何かまちなかからちょっと外れた隔離されたといいますか、その隔離感みたいなものが、本来は自然に溶け込んで気持ちよく障害を持っている子供たちも学べるようにということなのに、完全に、安全性ということではあるんですけども、安全性を確保するためにこうせざるを得ないのは分かるけれども、もうちょっとどうにかできないかみたいな、だからそういう意味では、ほかのプロジェクトよりもより配慮を増すべきではないかみたいな、今の江崎委員のご意見には賛同します。

これは限界なんですけれども、今回参考意見にも載せられなかったんですが、どうしても県の敷地内、県管轄の部分に我々アドバイスをしていますけれども、本来あそこの場所を考えると、さいたま市の市道、幹線道路からの入り口も分かりにくかったり、道路自体も非常に改善の余地がある。ですから同時にはできないけれども、市に対して、併せてこういうアプローチ道路の何らかの改善整理というものを、段階的でもいいので整備を合わせてくれると、よりこの地域がよくなるんじゃないかというところまで、私たちは本当はアドバイスしたいんですが、なかなかちょっと限界がありまして、ただ、それを参考意見とまた別に書き留めておく、いずれさいたま市に伝えていくみたいな、そういうのもあるのかなと感じておりました。

ほかいかがでしょうか。依田委員のような色彩の専門家が、適宜アドバイスをできれば、少し色を変えるだけで相当見栄えが違うのに、といった指摘ができたかなと僕は感じたんですけども、いかがでしょうか。

○依田委員 ちょっと視察に行けなかったのですが、今資料をいただいている範囲で拝見していま

して、挙げている5点、圧迫感の軽減であるとか対比を適当に取るというところは守っていただいているのかなと思っていました。ただ、やっぱり細かいところで、インターロッキングがやや全体の色調に対してちょっと鮮やか過ぎるかなとかいうところがあったりとか、見ると、きっと細かいところがいろいろ出てくるんだろうなと思いながら、皆様のお話を伺っていました。

やっぱり先ほどのバスシェルターのところとかも、上からは黒くてもよくても、例えば上裏だけもう少し明るくするとか、ちょっとした工夫で雰囲気明るめにするとかもできるので、例えば色のサンプルができた段階で一回チェックするみたいなのが細かくできると、もう少し全体のレベルというか精度が上がるのかなと聞いていました。

以上です。

○作山会長 ありがとうございます。

ほかいかがでしょうか。どうぞ。

○二井委員 いろいろご意見ありがとうございました。

ちょっと記憶が正しければなんで、事務局の方で補足していただきたいんですけども、たしか正門付近の空きスペースが空いていて、シンボルツリーを配置してもいいんじゃないかということについては、そういう計画があると言っていたような気がするので、補足を後でもらえればと思います。

それから、いろいろ良いご意見をいただいて、どれも重要だと思ったんですけども、特に後藤委員がさっきおっしゃられた、何のため、何を大事にすべきなのかということがやっぱり基本設計段階アドバイスの中でまずあって、それを実現するための手段としてというふうなので、こういう5つが出てくると、もうちょっともしかしたら設計段階で違う解決策というのが出たのか、敷地を囲うフェンスを工夫するというのも、多分、じゃあ、色をやればいいのかないかなというぐらいになってしまっているというところがあるので、その狙いをちゃんと明確に伝えるというのはすごく重要な意見だなと思ったので、もし差し支えなければ、参考意見のところにもちょっと個別の意見の前段として、やっぱり何を大切にするのかということをつけ加えてもいいのかなと感じます。

○作山会長 ありがとうございます。

貴重なご意見ありがとうございます。

では、事務局からお答えください。

○青木主幹 事務局の青木でございます。

先ほど、二井委員からお話ありました正門付近の空きスペースについては、学校が、今後、記念植樹等をするためのスペースとして取ってあるという話を聞いております。

先ほどの江崎委員の話の中で、今年の夏非常に暑くて、せっかく植えた植栽が枯れてしまったという話につきましては、施工を担当した営繕課に確認しまして、枯れ保証で対応するというを確認してございます。

以上でございます。

○作山会長 それでは、ご意見等ないようですので、各委員からご意見随分いただきましたけれども、おおむね案のとおりでよいと思われませんが、専門家アドバイスを本案のとおり決定としてよろしいでしょうか。

【「異議なし」と言う者あり】

○作山会長 ありがとうございます。

それでは、この内容で決定したいと思います。

続きまして、報告事項ですが、公共事業景観形成チェックシートの改定について、事務局から説明をお願いします。

○野澤主査 資料3をご覧ください。

また、参考資料1「改定後の公共事業景観形成指針チェックシート」及び参考資料2「現在の公共事業景観形成指針チェックシート」を併せてご覧をお願いいたします。

公共事業景観形成指針チェックシートの改定について、ご報告を申し上げます。

1、根拠規定ですが、埼玉県公共事業景観形成指針において、公共事業の設計段階及び施工段階において、公共事業担当課所は別途定めるチェックシート作成要領に従い、チェックシートを作成するとしております。

目的ですが、県の公共事業による景観形成の向上を実現し、もって魅力と風格のある郷土の形成に寄与するため運用するものとしております。チェック項目を事業に反映させることを義務づけるものではなく、チェックシートの作成を通して、公共事業担当者が景観に対する配慮や工夫の仕方を知るきっかけとなることを目的としております。

3、改定の経緯についてご説明いたします。

本チェックシートは、全ての設計業務委託及び1,000万円以上の工事のうち、景観配慮の高い区域や工種に該当する場合に作成する必要があるため、設計段階にまず配慮すべき事項をチェック、施工後には、設計段階にチェックした項目を達成することができたかを確認するためにチェックをし、都市計画課へ提出するものです。年度当初にチェックシートの作成を公

共事業担当課所に依頼、その後、随時、公共事業担当課所が集まる会議等で本チェックシートの作成・提出を周知しているものの、作成状況が芳しくないといった現状があります。

そのため、チェック項目は変えずに、様式を見やすく使いやすくし、専門用語を避けて平易な表現に改め、公共事業担当者にとって取り組みやすいものに変更したいと考えております。

4、現在のチェックシートです。

右側はチェックシートの表紙になります。

どういった事業がチェックシートの作成対象になるか説明が書いてありますが、情報量が多く、視覚的に分かりにくいものとなっております。また、全て文章になっているので、作成後の流れも分かりにくくなっております。

次に、実際のチェック項目です。

現在のチェックシートの特徴として、最上部の赤線部「該当する項目については、左のチェックボックスにチェックし（起工時）、実際に工夫をした場合に右のチェックボックスをチェックしてください（完成時）。」と、全て文章によって記載方法の説明がなされています。

5、左が改定後のチェックシートの表紙になります。

右の現在のチェックシートと比べて、視覚的にチェックシート作成の対象事業かどうか分かりやすくなるような工夫をしております。

また、チェック項目につきましても、分かりにくい表現について修正を加えております。

例えば、もともとは右の赤枠内「舗装面に適度な大きさと輪郭線の複雑な図を取り入れる」といった、公共事業担当者にとってイメージが湧きづらい項目について、左の赤枠内のおり、「舗装が単調にならないようブロック材で模様を入れる」といった表現に改めております。

続きまして、左が改定後のチェック項目です。

現在のチェックシートはワードで作成されていますが、改定後のものはエクセルにし、「道路・街路・橋梁」「河川・調節池・公園」「建築・まちなみ」とチェックする分野ごとにシートを分けております。

このシートは、「道路・街路・橋梁」専用のシート案です。例えば、道路の事業課であれば、本シートのみをチェックすればよいこととなります。

また、各項目の末尾には、資料の資からはじまる番号を振っております。

これは、右のチェックシート資料編の番号に対応しており、例えばチェックシートの項目中の赤色の下線部「舗装が単調にならないようブロック材で模様を入れる」は、資料編の7に具体例があり、エクセル内でリンクを設定しているので、良い例、悪い例を参考にしながらチェックをしていくことができるようになります。

実際のエクセルデータを画面共有させていただきます。

先ほどの「舗装が単調にならないようブロック材で模様を入れる」のリンクをクリックいたしますと、資料編の該当箇所へ飛び、写真を見ながら具体的なイメージが持てるようになっております。

これまではチェックシートと資料編が別のファイルとなっており、2つのファイルを見ながら作業する必要がありましたが、今回の改定により、1つのエクセルファイルのみでチェックを進めていくことができるようにしました。

そのほか、これまでは、圃場整備事業など、景観配慮の工夫の余地が少ないと考えられる事業は、一律、チェックシート作成の対象外としていましたが、これを見直し、災害復旧事業等を除き、原則全ての公共事業について事業ごとに作成の対象とするかどうかを判断することといたしました。

令和6年度から新しいチェックシートを運用したいと考えております。

引き続き、県の公共事業を通じた景観形成について、公共事業担当課所に浸透させるよう努めてまいります。

公共事業景観形成指針チェックシートの改定についての報告は以上となります。

○作山会長 ご報告ありがとうございました。

委員の皆様からご意見いただきますけれども、ちょっと私のほうから確認しますけれども、基本的には、この内容は表現はちょっと柔らかくなったとしても、変えていないですね。この参考事例の具体例の写真つきというのはすごく分かりやすいので、これもセットで当然つくという理解でよろしいですか。

○野澤主査 はい、そうです。

○作山会長 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様からご意見ございますでしょうか。

報告事項なんですけれども、ご意見、どうぞお願いします。

どうぞ、依田委員。

○依田委員 報告事項ということですが、いくつか気になった点がございまして、例えば、資



料3に出ている舗装が単調にならないようにブロック材で模様を入れるという文章がございまして、個人的には、舗装って景観の中で二次的な存在だと思っているので、柄の大きいグラフィカルなものではないほうがいいかなと個人的には思っています、ただ、この文章を読むと、むしろ模様を入れるのを推奨、入れなければいけないみたいに取りられるので、何かもうちょっと工夫があった方がよいのではないかというふうに、この資料3を見ていて思いました。

実際にいただいている資料3の写真でも、かなりグラフィカルなところ、バツが付いているのはもちろんうるさい感じは分かるんですけども、もう少し地模様風のものがあってもよいのではないかと思います、それが元の文章がどこから来ているのかなというのと、多分、舗装面に適度な大きさを輪郭線の複雑な図を取り入れるという、確かに割と難解な文章から来ているのかなと思うんですけども、これが複雑な図を取り入れるというのが、グラフィカルなものを入れるということなのか、複雑なので読み取れないように地模様風という意味なのか、そもそもこれのできた段階がちょっとよく分からないのですけれども、必ず入れなければいけないと捉えられないようにしておいた方がよいかなと思いました。

○作山会長 ありがとうございます。

重要なお指摘だと思います。私も全くそう思っていて、近年、舗装材なんかは技術が発展して、僕なんかそれほどお金を掛けないんだったら洗い出しでいいんじゃないとか、あるいは骨材を変えて、もちろん洗い出しもいろいろやり方があるんですけども、それだけでもいいよねとか、カラー舗装もいろんな顔料の入れ方によって全然違うので、そこを細かく、ですから、ちょっと誤解されますよね。

ちょっと調べてほしいんですけども、実は、埼玉県公共事業景観形成指針の前に、景観形成指針と公共事業景観形成ガイドラインというのが30年ぐらい前にたしかできていて、僕持っているんですけども、実は私自身、相模原とか戸田とか公共事業の景観形成ガイドラインの作成を担当しましたので、非常にそれも参考にさせていただいて、よくできている内容だと、ちょっと分厚いんですけども。公共事業景観形成ガイドラインを基にチェックシートを作った、という理解でよろしいんですか。

○青木主幹 お答えします。

基本的には、景観形成ガイドライン、多分随分前だと思うんですけども、今の時点までは実務的には引き継がれていない状況です。今使われているチェックリストは、平成23年に当時の景観審議会の専門部会で、どういう内容にするかというのを揉んで作ったものになり

ます。ですので、細かい表現とかは、そのとき専門部会の中で揉んで、決まっているものだというので、我々は認識をしております。

○作山会長 分かりました。話もそうつながっていなかったということですね。だから、そういう意味では、よくよくチェックした方がいいのかもしれないね。

どうぞ、後藤委員。

○後藤委員 今回の舗装のところなんですけれども、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、全体的な景観をつくるのを何のためにするかという視点がやっぱりここでも抜けているような気がします。例えば住宅街とかさっきの学校のようなところの舗装面でしたら、やっぱり親しみやすいとか、よりきめ細かな優しい感じの舗装で、ちょっと色を変えるとか小さな細かい柄を入れるというのがより適切なことかと思うんですけれども、例えば商店街だとかあるいはもっとにぎやかなところでしたら、こういうちょっと大柄ですとか、あと店の前だけちょっとアクセントとしての強い柄を入れるとか、やっぱり場所によって舗装のデザインの仕方も当然変わってくるべきだと思うんです。そうした観点からすると、ただこうした単調にならないようにということだけで全てをチェックするというのが、やっぱり大前提が何であるかということを決めた上で細かい指示をしないと、どうも誤解されたりする可能性もあるかなと。

例えばその下の植栽のところには起伏を施すと書いてあって、この写真を1つ見ましても、必ずしも植栽をするところにこういうアンジュレーションとか大きな起伏があるといいのかということでも多分ないと思いますので、やっぱりその場、その場の景観の目的と、どんなふうにすべきかというところの流れの中で、この辺のチェックポイントがよりきめ細かく指示できるんじゃないかなという気がしました。

○作山会長 二井委員、お願いします。

○二井委員 今回の後藤委員のご意見、賛成なんですけれども、報告ですが、いろいろ言っているということなので。

まず、最初のチェックシートの参考資料の1枚目の、以前のチェックシートより、まず分かりやすさという意味では、格段に分かりやすくなっていると思います。それ自体は非常に工夫していただいたのかなとは思いますが、今のこの参考資料1の1枚目を見たときに、そもそもこの設計委託業務全てが基本対象になっている中で、対象外となる事業というのがこの項目でいいのか、例えば災害復旧事業というのは対象外に本当にしているのかとか、そういうちょっと疑問があったりとか、あるいは以下のいずれかに該当という中で言うと、景

観配慮の必要性が高い箇所を含むというものが1、2はそれでいいと思うんですけども、例えば市町村の景観計画の中の位置づけというのが網羅されて、この1、2ということなのか、ほかの市町村の中で重要なエリアのように書いてあるものがあれば、その高い箇所を含むということも入れなくてよいのかとか、あるいは景観配慮の必要性が高い箇所を含むという下の項目は、基本的には要素で説明されているんですけども、それがどこにあるのかという場所の重要性みたいなものについては、全然触れられていないですね。例えば駅前が続く道であるのかとか、中心市街地を通る街路であるのかという。

実際に整備する中で、限られた公共予算の中で、全てのもののクオリティー、お金を掛けていくというのは難しいと思うので、場所によって、質の高さはどれも目指すべきだと思うんですけども、掛けられる予算というのは違うと思うので、そういう意味では、本来の一番最初のシートでは、この案件の重要度みたいのが少しやっぱり区別できる、これは非常に重要なやつなので、例えば専門家アドバイスの対象にすべきであるみたいなところになるとか、あるいはかなり丁寧に検討すべきであるというようなところがまずできるといいのかなと思います。例えばこれ、今、国交省の関東地整でも仕分けしていますけれども、重要と一般というふうに分けて、最初の段階で重要と見なしたものは、その後の進め方をより丁寧にするみたいな、2段階でもいいですし、もう少し細かい段階というのものもあるかもしれない。そういうところがちょっと最初1つ気になりました。

それから、チェックシートの方がやっぱり要素別に出てきて、実際、担当者からすると、何でこれやらなきゃいけないのか分からないけれども、書いてあるからやるという、そうすると、担当者的にも意味が分からないけれども、やらなければいけない、景観に対する不信感もたまるし、こちら側からしても、書いてあるのにやってくれないみたいな、お互いちょっと意図が分かって、つまりこの場所で何を第一に検討していくかというようなのは、もう少し検討が必要なのかなという、先ほど会長からもガイドラインのお話がありましたけれども、ガイドラインを見ていると、個別要素に注目してガイドラインをまとめているものと、その1段上に、例えば周辺との一体感を目指すみたいな、大きな概念的なところからまとめているようなガイドラインもあったりして、どういう点でチェックしてもらおうと担当者が分かりやすく、それが事業として意義深いのかというようなことを、そもそもチェックしていくようなことができた方がいいのかなと感じました。

率直な感想としては、そういうことを感じます。

○作山会長 ありがとうございます。

私もこれの作成をいくつかやっていたので、全く同じ悩みがあって、例えば川崎市なんかは、割と概念的なところから入ります。ただ、実際、担当レベルで言うと、個別の要素あるいはスペック、こういうところを具体的に誘導した方がやりやすいですね。だから、この両方が実は必要で、私なんかは例えば相模原、戸田なんかでやったのは、まさに何のためにやるんだ、実は戸田なんかは民間向けの建築物のガイドラインとこのような公共事業、これは公共事業も2つ目的があって、半分が行政の職員向け、自分たちが何のために民間を誘導するのか分かっていないで誘導するのは困るよねという教科書的な意味、それからこの事業を請け負う民間、その両面に知ってもらう。さらに、二井委員がおっしゃったように、何が大事かというような重要度の部分、さらに、場所によってはどっちが主役でどっちが従なんだ、全部自分が主役になっちゃいけないよね、場合によると周りの緑や周りの施設が本当は主役であって、あまり目立たない方がいいよという場所もあるんですね。こういう部分は必ず主と従の関係を意識して、そのときは目立たないけれども、しっかりクオリティーの高い景観をつくりましょうみたいな、そういう判断が実は大事で、その考え方と目的、こういうものを本来、ちょっと数ページで紹介するのは難しいんだけど、そういうのが最初にあった上でスペック、要素の部分をごくすべきだみたいな、何かそういう流れが私は長い経験の中でいいのかなと。

残念ながら、全国的に公共事業の景観形成指針は、この手のスペックだけのものが大半なので、その部分をうまくつくっているところは、私の知る限りはないんですよ。ですから、まさにちょっと創意工夫が要るのかなと私もちょっと感じていました。

ほかの委員、いかがでしょうか。

どうぞ、亀崎委員。

○亀崎委員 すみません、チェックシート、参考資料1に関して教えていただきたいんですが、細かい2ページ以降のチェック項目といいますか、四角がずらっと並んでいて、右側に文章に続けて、資料1からずっと番号が振られているんですが、よく見ると、眺められる対象としての工夫というところと、眺める場所としての工夫という、この共通のかたまりというのは、3回対象によって繰り返し出てくるんですけども、それでしたら、もうこの順番を入れ替えて、共通項目として眺められる対象、眺める場所としてという中に全部として考えて、全体として考えていただきたい項目として入る事項みたいな形で並べるということがあってもいいのかなと思ったんですが、あえて分けているという理解なんですか。チェック項目が、細かいところがちょっと私、あまり理解できていないので、そのあたりを教えていただければ

ばと思います。

○作山会長 はい、どうぞ。

○青木主幹 事務局からお答えします。

先ほど申し上げたように、もともとのチェックシートが平成23年度に当時の専門部会でいろいろ揉んで決めたという、その時点で、このように眺められる対象としての工夫、眺める対象としての工夫というふうに、公共事業でつくったものは2つの側面で評価しましょうというところからスタートしているので、それを我々としては踏襲しております。

すみません、それ以上は今回考えていないというのが現状です。

○作山会長 ありがとうございます。

これを機会に少しブラッシュアップしていくという機会にするというのもあるかもしれませんがね。委員の皆さんの協力もあるかもしれませんが、ちょっと今日はそういうご意見がいろいろ多いというか。

○吉岡課長 貴重な意見ありがとうございます。

私、冒頭で挨拶でも申し上げましたけれども、県でリーダーシップを発揮して景観形成を進めていくといったときに、やはり一人一人のスキルというよりも気づきの部分が一番大事なのかなと、先ほど議題にありましたアドバイスを通じて、再認識させていただいたところでは。

そういった意味では、このチェックシートというのは大変貴重なツールになるとは思っていますので、今回ご報告させていただいたのは、もともとあるチェックシート、これについても過去に専門部会で非常に多くの時間を費やしながら丁寧にすり合わせをしたという経緯を伺っていましたので、できるだけそれをベースにしつつ、あまり抜本的に大きく変えてしまうというのも抵抗があったものですから、最小限の見直しで表現を優しくというような視点で整理をさせていただいたところでは。

ただ、今お話を聞きますと、根本的にといますか、修正するのであればもっと、という視点をたくさんいただきましたので、もう一度事務局の方で今日いただいた意見を整理させていただいた上で、もし可能であれば、再度専門部会にもご協力をいただきながら、しっかりとしたブラッシュアップをさせていただきたいと思っております。

○作山会長 ありがとうございます。せっかく事務局からそういうご提案なので、皆さんよろしいでしょうか。専門部会がちょっとまたお忙しくなりますけれども。

もう一つ僕の方で、実は災害復旧はいいと思うんですけれども、復興事業で防災集団移転

促進事業なんかは、私東北のお手伝いしたときに、東北の造成で結構問題だったのは、みんなあそこは、特に直立擁壁のコンクリートをプレーンの状態で全部、8割方やっているんですよね。私が担当した大船渡市三陸町越喜来泊という13戸の集団移転のところは、ガイドラインも作りながら、いわゆるここでも書いてあるように、擁壁の部分をスリットを入れて、型枠で、最初スリットを入れたんですけれども、石積み風のに変えてくれたのかな、そうしたら、やっぱり随分雰囲気違って、それからフェンスの色もちょっとベージュにしてもらったとか、あるいは白いガードレール、段差があったのでガードレールをガードパイプにもらったとか、当時は、何でここだけそんなお金を掛けなくてはいけないのみたいに言われましたけれども、特に東北なんかは、放っておくと人口が減っちゃって、子供たちや孫の時代がもうつまらなくなっちゃうよと、だから魅力的な景観、魅力的なまちをつくらないと、ストックにならない。だから、ほんのちょっと掛かるかもしれないけれどもという、説得して結局やってもらったんですよ。ガイドラインを作ったりとかして、それを見たら、周りの人たちが何か高級住宅地みたいに評価をしてくれて、ぜひああいうふうにしてくれと、後でできたところはそれを真似してやったんですが、大半は実は本当にプレーンな直のコンクリート擁壁で、もう何かすごい圧迫感を感じるようなところが大半なんです。だからああいうのも、それは別に県の事業ではないんですが、そういう公共事業の大切さというのをやっぱり特にああいう、復旧は別として復興事業に関しては重要だなというふうに感じていましたので、その辺も含めまして、ぜひ専門部会で議論していただければと思います。

ありがとうございました。

では、いただいたご意見を踏まえて、再度事務局で検討し、来年度の専門部会で審議いただくことでよろしいでしょうか。

【「異議なし」と言う者あり】

○作山会長 では、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

以上をもちまして、本日の議事は終了です。ご協力いただきありがとうございました。

議長の任を解かせていただき、進行を事務局にお返しします。

○（司会）粕谷副課長 本日は、作山会長をはじめ委員の皆様には貴重なご意見をたくさんいただきましてありがとうございます。

来年度はしっかりやっていきたいと思っておりますので、ご協力をよろしくお願ひしたいと思います。

これをもちまして第63回埼玉県景観審議会を閉会といたします。

本日はありがとうございました。

ウェブ出席の委員の皆様につきましては、順次ご退出をお願いいたします。

午前11時27分 閉会